

## 地方職員共済組合における短期給付の一覧

区分	給付の種類	支給要件	備考	
法定給付	保健給付	療養の給付 (組合員)	【公務外の病気又は負傷により(以下省略)】医療機関等から療養を受けた場合	医療費の7割(70歳以上8割)
		入院時食事療養費 (組合員)	医療機関等から療養と併せて「食事療養」を受けた場合	基準額(食事費) －食事療養標準負担額(460円/食)
		入院時生活療養費 (組合員)	65歳以上の療養病床入院患者で医療機関等から「食事及び病室の提供である療養」を受けた場合	基準額(生活療養費) －生活療養標準負担額(1,750円/日)
		保険外併用療養費 (組合員)	医療機関等から「評価療養、患者申出療養又は選定療養(※1)」を受けた場合	保険適用診療に係る医療費の7割(70歳以上8割)
		療養費 (組合員)	医療機関等から療養を受けたが療養の給付[現物給付]を受けられなかった場合等で組合が認めた場合	医療費の7割(70歳以上8割)
		訪問看護療養費 (組合員)	指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受け、組合が必要と認めた場合	指定訪問看護費用の7割(70歳以上8割)
		移送費 (組合員)	療養の給付を受けるため、病院又は診療所に移送された場合の移送費用(組合が必要と認めた場合に限る。)	最も経済的な経路及び方法により組合が相当と判断する額
		家族療養費 (被扶養者)	被扶養者が、「療養の給付」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「保険外併用療養費」、「療養費」の支給要件に該当した場合	医療費の7割(義務教育就学前8割、70歳以上8割)
		家族訪問看護療養費 (被扶養者)	「訪問看護療養費」の支給要件に該当した場合	指定訪問看護費用の7割(義務教育就学前8割、70歳以上8割)
		家族移送費 (被扶養者)	「移送費」の支給要件に該当した場合	最も経済的な経路及び方法により組合が相当と判断する額
		高額療養費	「療養の給付」等に係る一部負担金等の額が高額療養費算定基準額(※2)を超えた場合	高額療養費算定基準額を超えた額
		出産費 家族出産費	組合員又はその被扶養者が出産した場合	定額500,000円/人 定額488,000円/人(参加医療保障制度に未加入の医療機関等での出産の場合)
		埋葬料 家族埋葬料	組合員が公務によらないで死亡した場合又は被扶養者が死亡した場合	定額50,000円(組合員の死亡については、被扶養者に支給するが、被扶養者がいない場合は、実際に埋葬を行った者に支給)

区分	給付の種類	支給要件	備考	
法定給付	休業給付	傷病手当金	<p>組合員(任意継続組合員を除く)が公務外の病気又は負傷による療養のため引き続き勤務に服することができない場合</p> <p>報酬の全部又は一部が支給されないときに、所得の喪失又は減少を補償するために支給されるもの</p>	<p>【支給期間】 同一傷病については待期間3日を経過した日から通算して1年6月間 (結核性の病気については3年間)</p> <p>【支給額】 支給を始める月以前の直近継続12月間の各月の標準報酬月額×1/22(10円未満四捨五入)×2/3(円未満四捨五入)</p>
		出産手当金	<p>組合員(任意継続組合員を除く)が出産した場合</p> <p>出産日前42日(多胎98日)から出産後56日の期間で勤務に服することができなかった期間において報酬の全部又は一部が支給されないときに、所得の喪失又は減少を補償するために支給されるもの</p>	<p>支給を始める月以前の直近継続12月間の各月の標準報酬月額×1/22(10円未満四捨五入)×2/3(円未満四捨五入)</p>
		休業手当金	<p>組合員(任意継続組合員を除く)が次の①から⑤の事由により欠勤し、当該欠勤期間において報酬の全部又は一部が支給されないときに、所得の喪失又は減少を補償するために支給されるもの</p> <p>① 被扶養者の病気又は負傷(全期間) ② 組合員の配偶者の出産(14日) ③ 組合員等の公務によらない不慮の災害(5日) ④ 組合員の婚姻、配偶者の死亡等(7日) ⑤ その他運営規則で定める事由</p>	<p>(1日につき)標準報酬月額×1/22(10円未満四捨五入)×50/100</p> <p>(参考) 左の支給要件の「欠勤」とは、地方公務員法上、職員が勤務を要する時間に職務専念義務が免除される事由がないにもかかわらず勤務しないことをいう。(その態様によっては、懲戒又は分限処分の対象となりうるもの)</p>
		育児休業手当金	<p>組合員(任意継続組合員を除く)が育児休業等をした場合</p> <p>育児休業等により、子の1歳に達する日までの間で勤務に服することができなかった期間において報酬の全部又は一部が支給されないときに、経済的援助を行うため支給されるもの</p> <p>なお、その子が1歳に達した日後の期間について総務省令で定める場合に該当するときは2歳に達する日まで延長される</p>	<p>(1日につき)標準報酬月額×1/22(10円未満四捨五入)×50/100(180日に達する日までの期間は67/100)</p> <p>(補足)支給額の上限 支給額が雇用保険法で定める額(給付上限相当額)を超える場合は、給付上限相当額に相当する額となる</p>
	介護休業手当金	<p>組合員(任意継続組合員を除く)が介護休業をした場合</p> <p>介護休業により、勤務に服することができなかった期間において報酬の全部又は一部が支給されないときに、経済的援助を行うため支給されるもの</p> <p>(参考) 左の支給要件の「介護休業」とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」上の要介護家族等を介護するための休業であって、任命権者又はその委任を受けた者の承認が必要</p>	<p>(1日につき)標準報酬月額×1/22(10円未満四捨五入)×67/100(66日間まで支給)</p> <p>(補足)支給額の上限 支給額が雇用保険法で定める額(給付上限相当額)を超える場合は、給付上限相当額に相当する額となる</p>	
災害給付	弔慰金 家族弔慰金	<p>組合員等が水震火災その他の非常災害により死亡した場合</p> <p>(参考)非常災害の例 洪水、津波、地震災害、火災、落雷、竜巻、台風、豪雨、崖崩、雪崩、その他の予想し難い事故</p>	<p>[弔慰金] 標準報酬月額に相当する額</p> <p>[家族弔慰金] 弔慰金の額の70/100に相当する額</p>	
	災害見舞金	<p>組合員が地方公務員等共済組合法に規定する非常災害により住居又は家財に損害を受けたときに、その損害の程度に応じて支給されるもの</p>	<p>標準報酬月額×月数(0.5月、1月、2月、3月、損害の程度による)</p>	

区分	給付の種類	支給要件	備考
附加給付	家族療養費附加金	被扶養者の家族療養費に関する一部負担金の額が一定額を超えた場合に、その超えた額を支給(その他合算高額療養費に該当する場合も対象となるが、説明は省略)	[自己負担額]－[一定額] [一定額] 25,000円(標準報酬月額53万円未満) 50,000円(標準報酬月額53万円以上)
	家族訪問看護療養費附加金	被扶養者の家族訪問看護療養費に関する一部負担金の額が一定額を超えた場合に、その超えた額を支給(その他合算高額療養費に該当する場合も対象となるが、説明は省略)	[自己負担額]－[一定額] [一定額] 25,000円(標準報酬月額53万円未満) 50,000円(標準報酬月額53万円以上)
	出産費附加金	出産費が支給される場合	定額30,000円/人
	家族出産費附加金	家族出産費が支給される場合	定額30,000円/人
	傷病手当金附加金	傷病手当金の支給期間経過後、当該傷病手当金に係る傷病と同一の傷病により勤務に服することができない場合	【支給期間】 最大6月間 【支給額】 傷病手当金と同じ
一部負担金払戻金	組合員の一部負担金の額が一定額を超えた場合に、その超えた額を支給(その他合算高額療養費に該当する場合も対象となるが、説明は省略)	[自己負担額]－[一定額] [一定額] 25,000円(標準報酬月額53万円未満) 50,000円(標準報酬月額53万円以上)	